

国際植物防疫条約（IPPC）及び 国際基準策定プロセス

国際植物防疫条約（IPPC）

International Plant Protection Convention

1 目的

- 病害虫のまん延及び侵入を防止し、病害虫の防除措置を促進するため、共同で有効な措置を確保。

2 主な活動

- 国際基準（ISPM）の採択及びその実施支援
- その他条約の目的達成のために必要な活動
（途上国に対する技術協力、加盟国間の情報共有、紛争の解決、電子証明の構築 など）

3 組織

- 2020年7月現在、184の国と地域が加盟（我が国は1952年の発効時から加盟）
- 事務局は国際連合食糧農業機関(FAO)本部（ローマ）に設置

IPPCの組織体制

2020年7月現在

植物検疫措置に関する委員会

(**CPM**: Commission on Phytosanitary Measures)

- IPPCの総会。国際基準の採択等を行う
- IPPC加盟国は現在184カ国

CPM理事会

CPMに対し活動の方針、財政、運用・管理に関し助言

IPPC事務局

IPPCの組織の活動支援
(FAO内の1部門)



戦略

戦略計画部会(SPG)
CPMに対し
戦略的な助言を行う

基準策定

基準委員会(SC)



国際基準案の検討、CPMに
国際基準案を提案

- 技術パネル(TP)

各分野の国際基準案を作成

TPPT: 植物検疫処理



TPDP: 診断プロトコル

TPFQ: 森林検疫



TPG: 植物検疫用語

- 専門家作業部会(EWG)

トピック毎に設置し、特定の
トピックの国際基準案を作成

基準実施

実施・能力開発委員会(IC)

国際基準の実施
監督、加盟国の能力向上、紛争解決等



地域

地域植物防疫機関(RPPO)

- APPPC: アジア
- CAHFSA: 中米
- CAN: アンデス
- COSAVE: 南米
- EPPO: 欧州
- IAPSC: 中央アフリカ
- NEPPO: 中東
- NAPPO: 北米
- OIRSA: 中南米
- PPPO: 大洋州

※ : 当省職員がメンバー

植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)とは

(ISPM: International Standards for Phytosanitary Measures)

- ISPMは国際植物防疫条約（IPPC）に基づき作成される植物検疫措置に関する国際基準
- WTO加盟国は、**国際的な基準がある場合には、自国の植物検疫措置を当該国際的な基準（ISPMを含む）に基づいてとらなければならない（shall base）**（SPS協定*3条の1）
- ISPMに基づいた検疫措置とすることでその措置の正当性を主張することが可能。
- ただし、科学的正当性等があれば、国際基準よりも高いレベルの措置を利用が可能（SPS協定*3条の3）
- 特に、貿易相手国との議論においては、ISPMを引用することで論点の明確化、議論の効率化を実現。

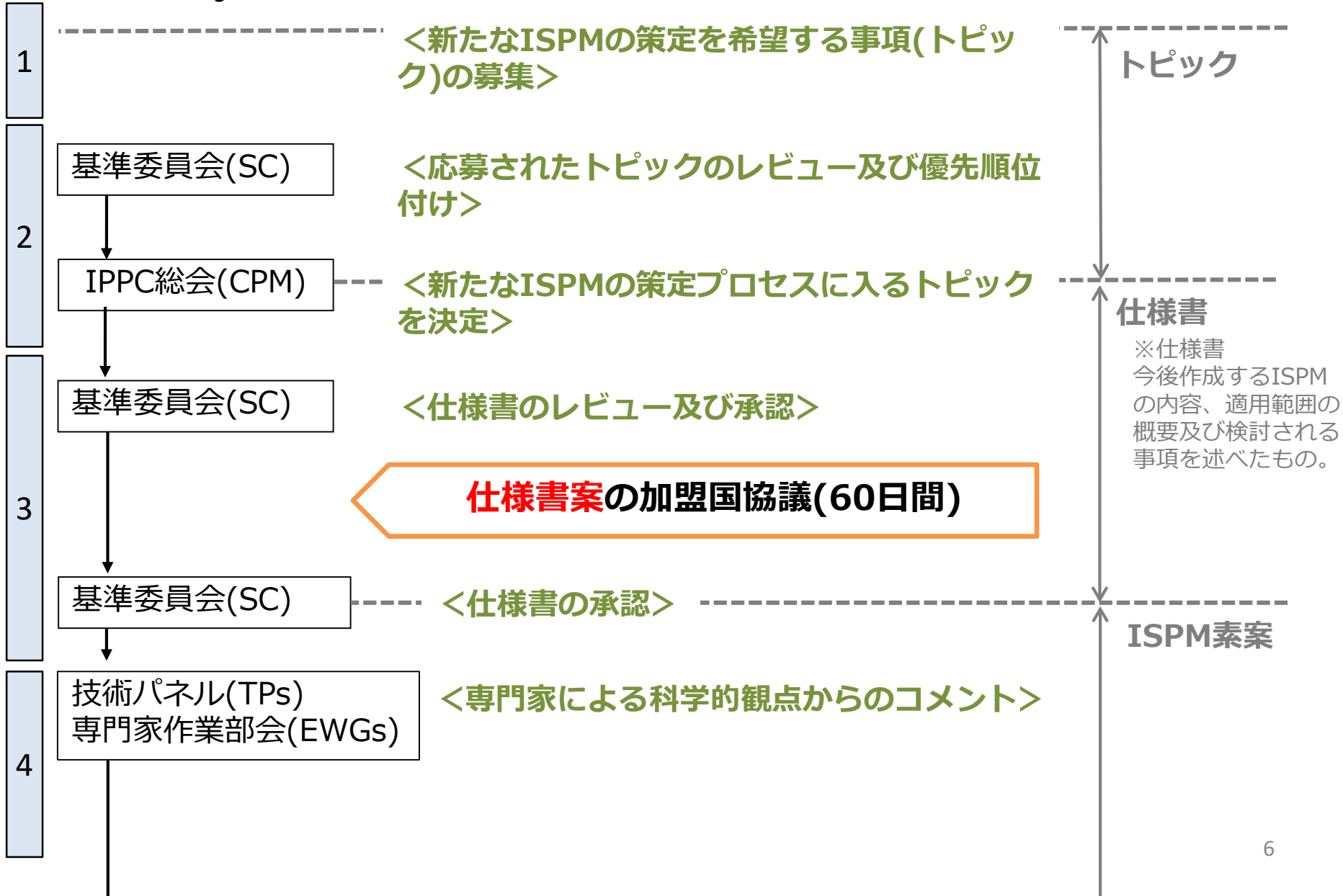
*SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）

食品安全と動植物の健康のための規制の適用に関する協定。WTO協定の一部として制定され、1995年1月に発効。SPS協定に基づく国際基準を作成する機関は、IPPC（植物防疫）、Codex（食品安全）、OIE（動物衛生）（SPS協定3条の4）

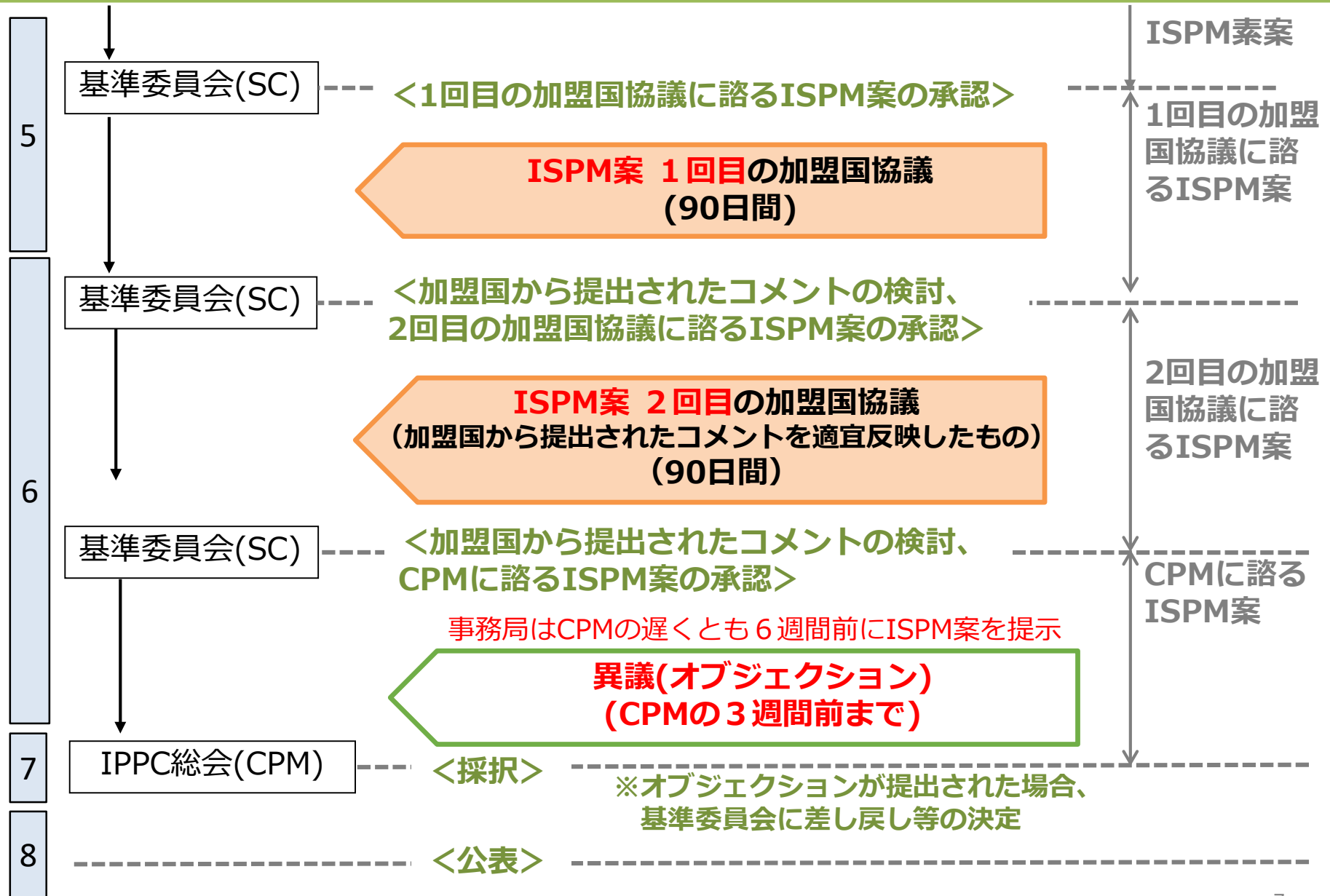
一般原則	植物検疫の原則(ISPM1) 植物検疫用語集(ISPM5)
報告・通報	不適合及び緊急行動の通報(ISPM13) 病害虫報告(ISPM17) 規制病害虫のリスト(ISPM19)
輸出入規制	輸出証明システム(ISPM7) 植物検疫証明書(ISPM12) 輸入規制制度の指針(ISPM20) 検査の指針(ISPM23) 荷口のサンプリングに関する方法論(ISPM31)
病害虫無発生 地域	病害虫無発生地域設定の要件(ISPM4) 病害虫無発生生産地及び病害虫無発生生産用地の設定に関する必要条件 (ISPM10)
病害虫 ステータス	サーベイランスの指針(ISPM6) 病害虫ステータスの決定(ISPM8)
リスク分析	ペストリスクアナリシス (PRA) の枠組み(ISPM2) 規制病害虫のためのPRA(ISPM11)
病害虫管理	病害虫根絶計画の指針(ISPM9) 病害虫リスク管理のためのシステムズアプローチ(ISPM14) 植物検疫処理(ISPM28)(放射線16本、蒸熱5本、低温9本ほか)
診断プロトコル	診断プロトコル(ISPM27)(現在29本)
その他	木材こん包材の規制(ISPM15) 種子の国際移動(ISPM38) 木材の国際移動(ISPM39) 中古の車両、機械及び装置の国際移動(ISPM41)

ISPM策定プロセス（１）

↓ Standard Setting Procedureに基づくステップ



ISPM策定プロセス（2）



本年の加盟国協議に諮られている基準案

1 回目の加盟国協議（コメント期間：2020年7月1日～9月30日）

ISPM案「植物検疫措置のための品目基準」

ISPM12「植物検疫証明書」の再輸出に関する改正

ISPM案「植物検疫における監査(Audit)」

ISPM5「植物検疫用語集」の改正

ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」 附属書案 5本

- ・ハマキガ科に対する放射線照射処理
- ・フォールスコドリグモスに対するオレンジの低温処理
- ・モモミバエに対するオレンジの低温処理
- ・コドリガ、ナシヒメシンクイに対するりんご、ももの蒸熱・ガス置換処理
- ・Sternochetus frigidusに対するマンゴウの放射線照射処理

2 回目の加盟国協議（コメント期間：2020年7月1日～9月30日）

ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」 附属書案 7本

- ・チチュウカイミバエに対するぶどうの低温処理
- ・クインランドミバエに対するぶどうの低温処理
- ・チチュウカイミバエに対するさくらんぼ、ニホンスモモ、ももの低温処理
- ・クインランドミバエに対するさくらんぼ、ニホンスモモ、ももの低温処理
- ・Anastrepha属に対する放射線照射処理
- ・ミカンコミバエに対する放射線照射処理
- ・モモシンクイガに対する放射線照射処理